

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	法令の番号	昭和42年法律第149号					
不利益処分の種類	貯蔵施設、特定供給設備若しくは充てん設備の許可の取消又は使用停止命令	根拠条項	第37条の7					
処分基準	法第37条の7第1項の各号の一に該当しているとき							
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO	71～